



茨城県報

第 662 号

令和 7 年 (2025 年) 11 月 10 日

月 曜 日

目 次

告 示

ページ

●知事指定薬物の指定の失効 (薬務課)	1
(病 院 局)	

●病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部改正	2
(選 挙 管 理 委 員 会)	

●選挙管理委員会第11回定例会の招集	2
--------------------------	---

公 告

●落札者等の公示 (原子力安全対策課)	3
●公共測量の実施 (4 件) (用地課)	3
●公共測量の実施変更 (用地課)	4
●入札公告 (情報システム課)	4

告 示

茨城県告示第1085号

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例 (平成27年茨城県条例第53号。以下「条例」という。) 第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和 7 年 11 月 10 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 知事指定薬物の名称

- (1) N- (2-メチルフェニル) -N- [1- (2-フェニルエチル) ピペリジンを 4-イル] プロパンアミド及びその塩類
- (2) 2- {2- [(4-エトキシフェニル) メチル] -5-メチル-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類
- (3) 3- [2- (ジメチルアミノ) エチル] -1H-インドール-4-イル=プロピオナート及びその塩類

2 失効の理由

条例第2条第5号に規定する薬物に指定されたため

3 指定の失効年月日

令和 7 年 11 月 8 日

~~~~~

(病 院 局)

## 茨城県病院局告示第 6 号

平成18年 4 月 1 日茨城県病院局告示第 1 号で告示した茨城県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年茨城県条例第61号）第 4 条第 1 項第 1 号のただし書き、同条同項第 2 号及び同条第 3 項中の規定により病院事業管理者が定める診療料及び手数料の額の一部を次のように改正する。

令和 7 年11月10日

茨城県病院事業管理者 軸 屋 智 昭

表中

|                                                             |  |       |         |   |
|-------------------------------------------------------------|--|-------|---------|---|
| 「<br>(28) 新型コロナワクチン<br>ア 12歳以上<br>イ 小児5歳～11歳<br>ウ 乳幼児6か月～4歳 |  |       |         | を |
|                                                             |  | 1件につき | 16,570円 |   |
|                                                             |  | 1件につき | 16,570円 |   |
|                                                             |  | 1件につき | 18,150円 |   |
| 」                                                           |  |       |         |   |
| 「<br>(28) 新型コロナワクチン<br>ア 12歳以上<br>イ 6か月～11歳                 |  |       |         | に |
|                                                             |  | 1件につき | 16,570円 |   |
|                                                             |  | 1件につき | 14,260円 |   |
| 」                                                           |  |       |         |   |

改める。

付 則

この告示は、公布の日から施行する。

(選 挙 管 理 委 員 会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第67号

令和 7 年第11回定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年11月10日

茨城県選挙管理委員会委員長 星 野 学

## 1 日 時

令和 7 年11月14日（金）午前10時30分

## 2 場 所

水戸市笠原町978番 6

茨城県庁選挙管理委員室

## 3 議 題

- (1) 令和 7 年 3 月23日執行の北茨城市議会議員一般選挙における選挙の効力に関する審査の申立てに対する裁決について
- (2) 令和 8 年第 1 回定例会の日程等について
- (3) 政治団体の設立届出等の状況について
- (4) その他

## 公 告

### ●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 7 年 11 月 10 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦一般競争入札又は指名競争入札によることとした場合には、茨城県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年茨城県規則第 98 号）第 4 条第 1 項の公告又は第 5 条第 1 項の公示を行った日

①可搬型モニタリングポスト（N）5 式 ②防災・危機管理部原子力安全対策課 茨城県水戸市笠原町 978 番 6 ③令和 7 年 10 月 20 日 ④アロカ株式会社水戸営業所 所長 中西 良和 茨城県水戸市石川 2 丁目 4249 番地 5 ⑤ 17,700,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）⑥一般競争入札 ⑦令和 7 年 9 月 8 日

### ●公共測量の実施

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条の規定に基づく公共測量を次のとおり実施する旨通知があったので、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 11 月 10 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- |          |                                        |
|----------|----------------------------------------|
| 1 測量計画機関 | 関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所                 |
| 2 作業種類   | 公共測量（3 級基準点測量）                         |
| 3 作業期間   | 令和 7 年 9 月 18 日から<br>令和 8 年 3 月 13 日まで |
| 4 作業地域   | 稲敷市                                    |

- |          |                                         |
|----------|-----------------------------------------|
| 1 測量計画機関 | 茨城県県西農林事務所                              |
| 2 作業種類   | 公共測量（基準点測量、路線測量）                        |
| 3 作業期間   | 令和 7 年 11 月 15 日から<br>令和 8 年 2 月 27 日まで |
| 4 作業地域   | 筑西市徳持地内                                 |

- |          |                   |
|----------|-------------------|
| 1 測量計画機関 | 茨城県               |
| 2 作業種類   | 公共測量（水準測量）        |
| 3 作業期間   | 令和 7 年 10 月 8 日から |

令和 8 年 3 月 25 日まで

- 4 作 業 地 域 古河市、坂東市、常総市、守谷市、取手市、龍ヶ崎市、つくば市、下妻市、結城郡八千代町、つくばみらい市、猿島郡五霞町、猿島郡境町

~~~~~

- 1 測量計画機関 結城市
2 作 業 種 類 公共測量（数値地形図修正）
3 作 業 期 間 令和 7 年 10 月 22 日から
令和 8 年 3 月 19 日まで
4 作 業 地 域 結城市市内全域

~~~~~

#### ●公共測量の実施変更

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 5 条の規定に基づく公共測量について、令和 7 年 6 月 19 日付け茨城県報第 622 号において公示した内容を、次のとおり変更する旨通知があったので、同法第 39 条の規定において準用する同法第 14 条第 3 項の規定により公示する。

令和 7 年 11 月 10 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 測量計画機関 林野庁  
2 作 業 種 類 公共測量（航空レーザ測量）  
3 作 業 期 間 【変更前】  
令和 7 年 5 月 19 日から  
令和 8 年 2 月 2 日まで  
【変更後】  
令和 7 年 5 月 19 日から  
令和 8 年 3 月 16 日まで  
4 作 業 地 域 【変更前】  
桜川市及び筑西市  
【変更後】  
桜川市、筑西市、つくば市、石岡市及び笠間市

~~~~~

●入札公告（電子調達）

一般競争入札について次のとおり公告する。

なお、この入札に係る調達は、1994 年 4 月 15 日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

令和 7 年 11 月 10 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

- 1 競争入札に付する事項
(1) 調達に係る役務
行政情報ネットワーク運用管理業務委託（以下「委託業務」という。）

(2) 調達に係る役務の内容

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和 8 年 1 月 1 日から同年12月31日まで。ただし、令和 8 年度の歳入歳出予算においてこの入札に係る金額について減額又は削除があった場合（令和 8 年度当初予算が否決された場合を含む。）は、契約を解除することがある。

2 担当部局

〒310－8555

茨城県水戸市笠原町978番 6

茨城県政策企画部情報システム課 情報基盤管理担当

電話 029－301－2543

F A X 029－301－2598

所属メールアドレス：joho5@pref.ibaraki.lg.jp

3 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

(2) 政令第167条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

(3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第254号）に基づく競争入札参加資格を有する者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。

(6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

(7) 委託業務と同種又は類似の業務を受託した経験を有する者であること。

(8) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤（組織、人員、体制及び資金並びに資金等の管理能力及び技術能力を含む。）を有していること。

(9) 「JIS Q 9001:2015（ISO 9001:2015）またはJIS Q 9001:2025（ISO 9001:2015）」及び「JIS Q 27001:2014（ISO/IEC 27001:2013）、JIS Q 27001:2023（ISO/IEC27001:2022）または JIS Q 27001:2025（ISO/IEC 27001:2022）」を認証取得している者であること。認証取得に係る条件は、以下のとおりとする。

ア 認証されている事業活動が、委託業務の内容に一致していること。

イ 委託業務を担当する組織が、認証取得していること。

なお、同一企業内の複数の組織で担当する場合には、担当する全ての組織で認証取得していること。

ウ （財）日本適合性認定協会（以下、「JAB」という。）又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。

4 資料の提出、入札、通知等の方法

この調達は、資料の提出、入札、通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL：https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp

なお、電子調達システムにより難しい者は、2 の担当部局の承諾を得て紙入札方式によることができる。紙入札方

式によることの承諾を得ようとする者は、2 の担当部局に紙入札（見積）方式参加承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書及び契約書（案）の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和 7 年 11 月 26 日（水）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。ただし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第 7 号）第 1 条に規定する県の休日を除く。

(2) 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

入札公告の日から令和 7 年 11 月 17 日（月）午後 5 時まで

なお、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2 の担当部局

ウ 方法

質問は、電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札による参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

なお、ファクシミリにより質問を提出した場合は、提出後速やかに 2 の担当部局に対して電話により到達確認を行うこと。

(2) 質問に対する回答の期限及び方法は次のとおりとする。

ア 期限

令和 7 年 11 月 20 日（木）午後 5 時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。また、回答内容は入札情報サービスにも掲載する。

入札情報サービス URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、質問に対する回答について追記及び訂正が生じた場合は、入札情報サービスの発注図書ファイルに随時追加を行う。

7 入札等の手続

(1) 電子入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に 3(4)から(9)までに係る証明書を添付し、電子調達システムにより提出するとともに、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和 7 年 11 月 26 日（水）午後 5 時

(イ) 提出方法

電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法で参加する場合、発注図書欄に掲示し

た入札参加登録シート（テキストファイル）又は作成した確認申請書等を画像ファイルに変換したデータファイル（TIFF ファイル等）のいずれかを電子調達システムにより提出すること。

なお、その他必要な添付資料は、郵送（書留郵便に限る。）、持参又は電子メールの添付ファイルにより提出すること。

(ウ) 提出先

2 の担当部局

(エ) 受付通知及び結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時まで、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6 (2) の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た価格（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（総額とする。）の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 12 月 19 日（金）午前 9 時 30 分まで

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和 7 年 12 月 19 日（金）午前 9 時 35 分

b 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

ウ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

(2) 紙入札方式による手続

ア 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、確認申請書に 3 (4) から (9) までに係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(ア) 提出期限

令和 7 年 11 月 26 日（水）午後 5 時まで（必着）

(イ) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(ウ) 提出先

2 の担当部局

(エ) 結果通知

発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和 7 年 12 月 12 日（金）午後 5 時まで、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

イ 入札書の提出方法、開札場所等

競争入札参加者は、6(2)の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

(ア) 入札書の提出方法

入札書に必要な事項を記入及び押印の上、封書で 2 の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、その表面にこの入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書するものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た価格（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額（総額とする。）の 110 分の 100 に相当する金額（整数）を入札書に記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書換え、引換え又は撤回することができない。

(イ) 入札書の提出期間

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 12 月 19 日（金）午前 9 時 30 分まで（必着）

(ウ) 開札日時及び場所

a 日時

令和 7 年 12 月 19 日（金）午前 9 時 35 分

b 場所

茨城県水戸市笠原町 978 番 6 茨城県庁舎 行政棟 8 階 政策企画部情報システム課

ウ 入札の辞退

2 の担当部局へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

8 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

競争入札参加者は、入札金額の 100 分の 5 以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）第 143 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第 138 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。

(2) 入札参加資格がない者がした入札

(3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札

(4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者の入札を除く。）

- (5) 電報、電話又はファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に 2 通以上の入札を行ったとき。
- (13) 証明書等審査結果通知書により入札参加資格があると認められたが、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

10 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第 146 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

11 再度入札等

- (1) 再度入札は、1 回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

12 契約書作成の要否

要

13 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札又は開札の事務が処理できない場合は、入札若しくは開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札若しくは開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、全て当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (5) 詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of necessary products :
"Administrative information network" operation management work
- (2) Time limit for the submission of tender :
Time limit of tender (by system) : 9:30 a.m., December 19, 2025
Time limit of tender (by hand) : 9:30 a.m., December 19, 2025

Time limit of tender(by mail): 9:30 a.m., December 19, 2025

(3) Contact point for the notice :

Information System Division, Department of Policy Planning, Ibaraki Prefectural Government
978-6, Kasahara-cho, Mito-shi, Ibaraki-ken, Japan, 310-8555,
Phone : 029-301-2543

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）
（休日の場合は繰下発行）

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)